

## 利用の手続き

### ①障がい児相談支援事業所への相談

障がい児相談支援事業所の相談支援専門員に相談し、利用する障がい児通所支援事業所を決めます。

### ②申請

市に申請します。窓口は、本庁福祉課が各支所です。

### ③調査

市は、保護者に対し「子どもさんの心身の状況」や「利用中の医療・保健・福祉サービス」等について調査をします。

### ④障がい児支援利用計画書の作成

市は、サービスの利用を申請した方（保護者）に、「障がい児支援利用計画書」の提出を求めます。

保護者は「障がい児支援利用計画書」を障がい児相談支援事業所に作成してもらい、市に提出します。

### ⑤支給決定

障がい児通所支援は、国、県、市が利用料を公費で助成します。そのため適正な利用を管理する立場にある市が公費で助成することの可否を決定します。

市は、提出された「障がい児支援利用計画書」や「勘案すべき事項」をふまえ、サービスの種類と1か月に利用できるサービスの量（日/月）を決定します。

### ⑥サービス担当者会議

障がい児相談支援事業所は、支給決定後に、子どもを支援している関係者を集めサービス担当者会議を開催します。

### ⑦障がい児支援利用計画書の作成

障がい児相談支援事業所は、サービス担当者会議で検討した内容をふまえ、「障がい児支援利用計画書」を作成します。

### ⑧サービス利用の開始

### ⑨モニタリング

サービス等の利用状況の検証と計画見直しのために期間を定めて「モニタリング」（計画見直し等）が実施されます。注）計画作成及びモニタリングのための面談・説明は、児・保護者の「居宅（自宅）」で行うこととなっています。

## 利用料

### 障がい児相談支援

#### ■ 障がい児相談支援に要する費用は、無料です

サービス内容	給付費（基本料金）	公費負担額	利用者負担額
障がい児支援利用援助	20,310円	20,310円	0円
継続障がい児支援利用援助	16,650円	16,650円	0円

注）事業所の体制等によって基本料金は異なります。

上記基本料金以外に加算がつく場合があります。

### 障がい児通所支援

#### ■ 障がい児通所支援に要する費用は、各年度4月1日現在の年齢によっては異なります

年齢	給付費（基本料金）	公費負担額	利用者負担額
17～6歳児	事業所の種別や人員配置によって異なります	9割	1割
5～3歳児（年長～年少）		10割	0円
2～0歳児		9割	1割

注）利用者負担額（1割）は、1,000円/回前後です。

詳細は各障がい児通所事業所にお尋ね下さい。

#### ■ 世帯の所得に応じて負担上限額が設定されています

区分	世帯の収入状況	負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0円/月
低所得	市町村民税非課税世帯	0円/月
一般1	市町村民税課税世帯（収入が概ね890万円以下）	4,600円/月
一般2	上記以外	37,200円/月

注）所得を判断する世帯の範囲は、保護者の属する住民基本台帳での世帯となります。

注）多子軽減制度や高額障がい福祉サービス等給付費などの制度もあります。詳細は福祉課までお尋ね下さい。



## こどものための発達支援

### 障がい児通所支援

障がい児通所支援は  
児童福祉法に基づくサービスです！

こどもの自信を育み、豊かな人生を送るための基盤となる自己肯定感！

自己肯定感の高いこどもは自分のことを大切に思い、周囲からも大切にされていると感じるため、失敗よりも成功を強く意識し前向きにチャレンジしたり、壁にぶつかっても立ち向かうことができるといわれています。

発達の遅れや偏りが見られるおこさまの場合、失敗体験が多くなり、自己肯定感が低くなりがちです。

早期から個々の発達や特性に合わせた支援を受け、自己肯定感をいっしょに丁寧に育みましょう。

天草市役所 福祉課

〒863-8631

天草市東浜町8番1号（☎ 32-6071）

メール：shogaifukushi@city.amakusa.lg.jp

— 発行 令和7年6月 —

## 対象児

サービスを利用できる児は以下のとおりです

- 発達支援の必要性が認められた児童  
(診断名や障がい者手帳は不要)
- 身体・知的・精神に障がいのある児童  
(発達障がいを含む)
- 難病等の児童

(障害者総合支援法に定められた疾病)

注) 難病等を理由にサービスを利用する場合は、  
診断書が特定疾患医療受給者証が必要です。

## 障がい児相談支援

まずは、障がい児相談支援事業所の相談支援専門員に相談しましょう。



### ■ 天草市・天草郡の障がい児相談支援事業所

事業所名	所在地	電話番号
相談支援事業所 ピースパイピース	〒863-0023 天草市中央新町6番13号	(☎0969-66-9819)
障がい者支援センターリンク	〒861-6403 天草市倉岳町宮田1152番地5	(☎0969-52-5877)
障がい者支援センター らいふ	〒863-1214 天草市河浦町久留217番地	(☎0969-76-1351)
相談支援事業所 なんかい	〒863-0006 天草市本町下河内1685番地1	(☎0969-24-1456)
相談支援事業所 Crutoあまくさ	〒863-0003 天草市本渡町本渡2611番地4	(☎0969-22-3363)
ひまわり	〒863-1901 天草市牛深町1548番地3	(☎0969-77-8029)
相談支援事業所 なごみ	〒863-0014 天草市東浜町13番地8東浜ハイツ1階103号室	(☎090-3377-7084)
星光園相談支援事業所 ほほえみ	〒863-0049 天草市北原町9番地32	(☎0969-23-3503)
相談支援事業所 こことも	〒863-0011 天草市北浜町2682番地2	(☎080-6133-5530)
障がい者支援センター 放生	〒863-2507 天草郡苓北町富岡3278番地2	(☎070-4565-2252)

## 障がい児通所支援

	サービスの概要	サービス種別ごとの対象児
通所系	<b>児童発達支援</b> 事業所に通所し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、集団生活への適応のための支援など、又はこれに合わせて治療を行う	主に未就学児 ※高校に在籍していない18歳未満児も対象 ※治療は、肢体不自由があり、理学療法士等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要な児
	<b>放課後等デイサービス</b> 事業所に通所し、授業の終了後又は休校日に、生活能力の向上のための必要な支援、社会との交流促進などの支援を行う	小学校、中学校、高校、専修学校、各種学校に就学している児
訪問系	<b>保育所等訪問支援</b> 保育所等を訪問し、児に対して、他の児童との集団生活への適応のための専門的な支援(本人への支援や支援者への助言)等を行う	保育園、幼稚園、認定子ども園、小学校、特別支援学校、乳児院、児童養護施設、その他市が認めた施設で集団生活を営む児

※天草市以外の障がい児通所支援事業所の利用も可能です。詳しくは障がい児相談支援事業所にお尋ね下さい。

### ■ 天草市・天草郡の障がい児通所支援事業所

事業所名	所在地	電話番号	児童発達支援	放課後等デイサービス	保育所等訪問支援	重心対象
児童発達支援センター すくすく園	〒863-0043 天草市亀場町亀川1886番地2	(☎0969-23-7049)	●	●	●	
地域療育支援事業所 第2はまゆう療育園	〒863-0033 天草市東町28番地20	(☎0969-22-6864)	●			●
放課後等デイサービス事業所 ステップパイスステップ	〒863-0023 天草市中央新町14番11号	(☎0969-22-6507)		●		
おひさま	〒863-1901 天草市牛深町2039番地2	(☎0969-77-8013)	●	●		
リハトクラブsante	〒863-0032 天草市太田町20番地1 IF	(☎0969-23-5360)	●			
こどもの医療発達支援センター Cuole	〒863-0024 天草市川原町22番地11シャトレテラモト101	(☎0969-33-9811)	●	●		●
第2おひさま	〒863-1214 天草市河浦町久留字柿ノ戸29番地5	(☎0969-77-8057)		●		
放課後等デイサービス事業所ウイング		(☎0969-23-9526)		●	●	
保育所等訪問支援事業所ウイング	〒863-0011 天草市北浜町2670-38					
児童支援事業所 ばすれる	〒863-0001 天草市本渡町広瀬214-11	(☎0969-33-9755)	●	●	●	
児童サポートセンター リンク	〒861-6403 天草市倉岳町宮田1152番地5	(☎0969-52-5877)		●		
放課後等デイサービス ここ	〒863-0011 天草市北浜町2682番地2	(☎0969-22-0150)		●		
児童発達サポートセンター はぐくみ	〒863-0001 天草市本渡町広瀬161番地1	(☎0969-33-9195)	●	●	●	
保育所等訪問支援事業所 りとる	〒863-0018 天草市浜崎町18-17ヴィラローザ207	(☎070-2023-3630)			●	
児童支援センター 放生	〒863-2507 天草郡苓北町富岡3278番地2	(☎080-7835-2461)		●		